

30 税第 117 号

平成 30 年（2018 年）5 月 22 日

一般社団法人 長野県宅地建物取引業協会長 様

長野県総務部税務課長

買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置  
の取扱いについて（通知）

日頃から長野県の税務行政について、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年度税制改正において、地方税法及び地方税法施行令の一部改正が行われ、地方税法附則第 11 条の 4 第 6 項の規定により、宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の用に供する土地の取得に課される不動産取得税を減額する特例措置が講じられました。

つきましては、特例措置の適用にあたっての改正点等について、別紙のとおりまとめましたので、貴協会の会員に御周知いただきますようお願い申し上げます。

総務部税務課課税係

（課長）丸山 信秀 （担当）檜山 あずみ

電話（直通）026-235-7048 内線 2081

FAX : 026-235-7497

Email : zeimu@pref.nagano.lg.jp